

《中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定申請について》

1 認定基準（以下の*すべての要件を満たしていることが必要です）

- * 経済産業大臣の指定を受けた地域において、1年間以上継続して事業を行っていること。

※指定地域については中小企業庁ホームページで確認できます。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu//sefu_net_4gou.htm

- * 君津市の認定対象は、主たる事業所の所在地が君津市内にある方です。

- * 以下の全ての要件を満たしていること。

1. 経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が前年同月に比して20%以上減少している。
2. その後2か月間を含む3か月間の売上高又は販売数量が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

2 必要書類

①	認定申請書	原本2通 ※該当する申請書様式を使用してください。
②	月別の売上高が確認できる書類（月別試算表、売上台帳、法人事業概況説明書など） ※最近及び前年の指定月度の売上高まで判るもの	
③	履歴事項全部証明書	※法人の場合（3か月以内のもの） ※個人事業主の場合は確定申告書の写し
④	許認可証の写し	※許認可業種の場合
⑤	委任状	※本人以外の申請の場合

※状況により他の書類が必要となる場合があります。

3 注意事項

- 金額は円単位で記入してください。
- 減少率等の計算は、小数点第2位以下を切捨てし、第1位までを記入してください。
- 令和5年10月1日以降、新型コロナウイルス感染症に係る認定について、資金用途が借換目的に限定されました。

【問合せ】君津市役所 経済振興課

電話 0439-56-1384